

**非認証車等（並行輸入車・改造車等）の加速走行騒音試験を
ご希望される皆様へのお知らせ**

令和7年11月1日

**株式会社 J Q R
性能等確認事務所**

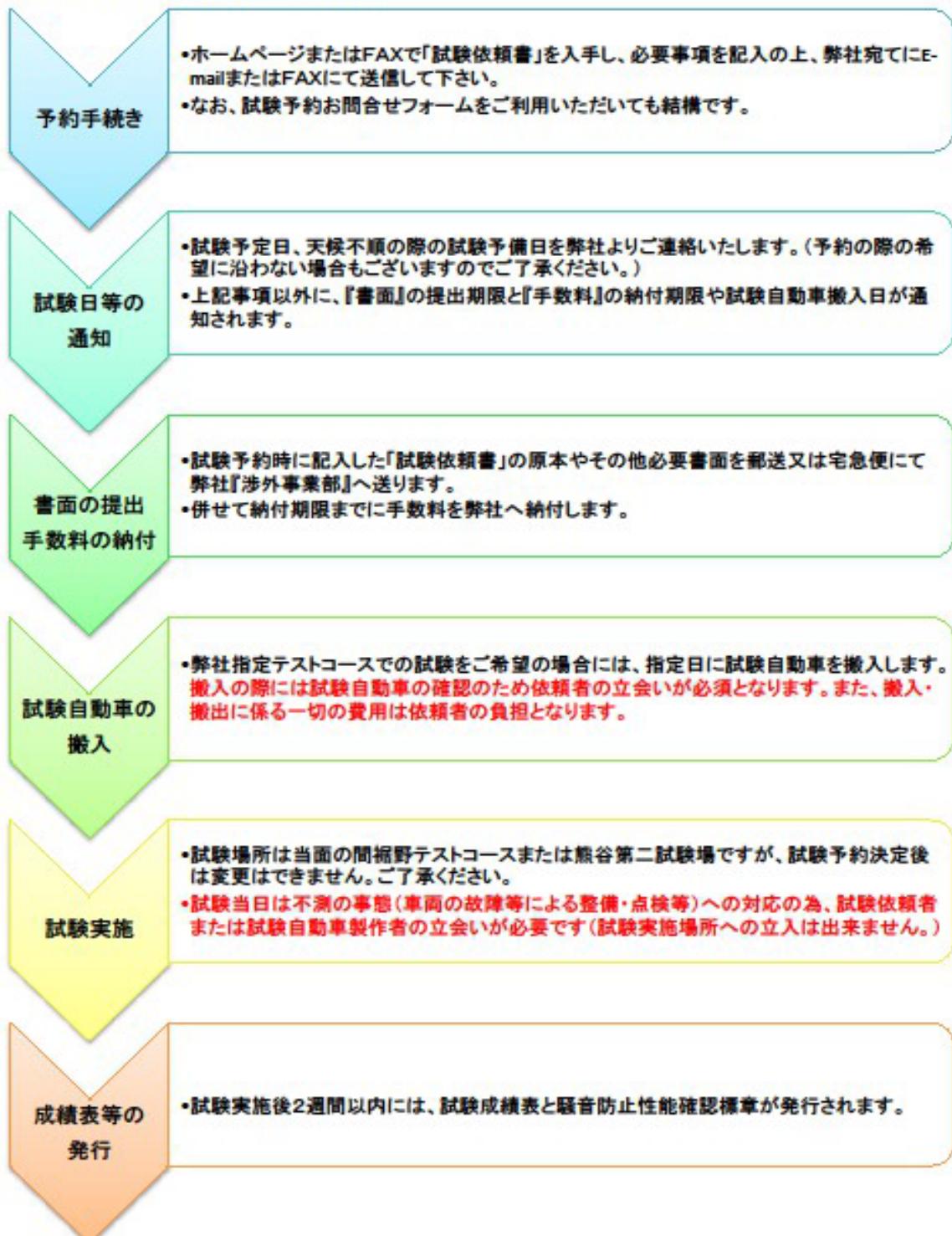
はじめに

試験依頼にあたり、事前にこのお知らせをすべてお読み頂き、内容に関し同意した上で試験予約の手続きを行って下さい。

【非認証車等の加速走行騒音試験に係る注意事項】

1. このお知らせに記載する非認証車等（並行輸入自動車・改造自動車等）の加速走行騒音試験は、道路運送車両の保安基準及び自動車検査独立行政法人の定める審査事務規程に基づいて実施するものです。騒音試験をご依頼の際は、当該自動車に適用される法律、命令、告示並びにこれらに係る基準及び技術的内容等について、最寄りの国土交通省、運輸支局又は陸運事務所、独立行政法人自動車技術総合機構検査部又は事務所、軽自動車検査協会の担当窓口と十分ご相談された上でお申し込み頂くようお願いいたします。
2. 非認証車等の加速走行騒音試験（以下「騒音試験」という。）の依頼者は、試験依頼書の提出に先立って試験の予約を行うことができます。予約手続き後は、試験前に「非認証車等の加速走行騒音試験業務実施要領」（以下「実施要領」という。）をお読み頂き、内容に関して同意した上で書面の提出と手数料の納付を行って下さい。
3. 騒音試験の受付は、株式会社 J Q R 涉外事業部にて行います。詳細は当社の「非認証車等の加速走行騒音試験業務実施要領」をご覧ください。
4. 書面の提出と手数料の納付があった後には、納付された手数料は返還しません。
5. 弊社の担当者が試験自動車の状態により試験の継続を不可能と判断した時は、試験を中止します。この場合、上記4に該当することとします。

非認証車等の試験実施までの流れ



1. 予約手続き

- (1) 受付業務のご案内及び受付は、株式会社 JQR 涉外事業部で行っています。
- (2) 弊社 JQR（以下、JQR という。）指定のテストコースを使用する試験依頼の予約は、試験実施月の 2 ヶ月前から募集します（各月で、2 ヶ月後迄の試験予約を開始し、定数に達した時点で締め切ります）。
- また、試験依頼者の希望に合わせ出来る限り調整いたしますが、試験日や試験場所が希望に沿わない場合もございます。ただし、「立会い試験（試験依頼者が試験場所や測定装置を自らご用意し試験を実施する試験）」では、双方の日程を調整の上で試験予定日を決定いたします。
- (3) 試験の予約は、JQR ホームページ (<http://www.jqr.jp>) のトップページから「非認証車等の加速騒音試験について」をクリックし、「▶各種様式書面について」をクリックすると各種様式が表示されますので、「第1号様式（非認証車等の加速走行騒音試験依頼書）」（以下「試験依頼書」という。）をダウンロードして、必要事項をご入力頂き、電子メールか FAX にて以下宛てに送信して下さい。

送信先：E-mail の場合 → shiken@jqr.jp

FAX の場合 → 046-280-6215

- (4) 上記で使用した「試験依頼書」は、後日その他の書面と一緒に、郵便又は宅急便にて提出して頂きますので、写しをとり大切に保管してください。

2. 試験日等の通知

- (1) この通知は、原則として試験実施日の 2 週間前までには JQR 涉外事業部より E-mail か FAX で行います。通知する内容は以下の通りです。
- ・試験予定日と試験予備日（天候不順の際の延期日）
 - ・試験自動車の搬入日時と搬入場所、搬出日時（弊社指定のテストコースを使用する場合のみ）
 - ・試験の実施場所
 - ・手数料の金額と納付期限（見積書、注文書/請書、請求書等の発行は原則行いません）
 - ・書面の提出期限
 - ・予約受付番号
- (2) 試験の実施場所は、当面の間以下の施設をお借りして行います。試験場所の選定は JQR が行い、試験依頼者の希望に添えない場合があります。

① 独立行政法人 交通安全環境研究所自動車試験場第二地区

所在地：埼玉県熊谷市上之字諏訪木 2959-22 11

② 藤壺技研工業株式会社 堀野試験場

所在地：静岡県裾野市須山 1220-12

- (3) 3. 試験のご依頼と手数料の納付の表1の業務の種類のうち、②依頼者が自ら試験を行う際に立会って加速走行騒音の基準値への適合を確認し、試験成績表を発行する場合には、試験依頼者より申し出のあった場所（細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」3. 試験路に規定するものと同等であるとJQRが認めた場合に限る。）で行います。

- (4) 騒音試験は、乾燥路面と風速5m/s以下が試験条件となっております。このため、当日の天候によって試験が延期になる場合がありますのでご了承願います。予め天候不順等が見込まれる場合の試験中止の判断は、試験予定日の前日午後3時にJQR担当者が行います。また、試験当日における試験中止の判断は、弊社試験担当者が当日の午前10時に行います。

3. 試験のご依頼と手数料の納付

- (1) 上記の2. 試験日等の通知から1週間以内に行って頂きます。この期限内に書面提出と手数料納付の両方が確認できない場合は、試験予約は取り消されます。

- (2) 騒音試験の依頼には、試験依頼書等の提出が必要です。提出する書面は以下の通りです。なお、所定の各書類の記入は、電磁的媒体に入力後印刷又はボールペン等容易に消えない筆記具をお使いください。また修正液のみによる訂正は不可、訂正印を押印願います。※原則として、予約手続きで記入した「試験依頼書」の原本を提出して下さい。

- ① 試験依頼書（第1号様式）……ホームページからダウンロードできます。

※試験予約受付番号を忘れずにご記入ください。（試験依頼書等の出力は、「非認証自動車等の騒音試験」をクリックするとご案内する書類が表示されます。必要書類をクリックすると出力することができます。）

- ② 試験自動車諸元表（第2号様式）…ホームページからダウンロードできます。

※試験依頼者の責任において記入し提出していただくもので、記入漏れや誤記がある場合には試験が実施できなかったり、成績表の作成の遅れ、あるいは成績表が無効になる等のおそれがありますので、充分ご注意ください。

なお、諸元表に記入された数値が試験実施上の必要条件となる場合は終了後いかなる理由があろうと訂正できません。

- ③ 非認証輸入自動車に場合は、騒音試験依頼に係る「自動車通関証明書」の原本（コピーをとらせて頂きます。）、改造車等の場合は、「自動車検査証又は完成検査終了証」等の写し。提出がない場合にはご依頼をお受けできません。

※なお、「自動車通関証明書」の原本は、受付後にお返しいたします。また、試験終了後は、原則として、諸元表等の訂正は行いませんので、誤記入がないことをご確認ください。試験依頼受付後に依頼内容の変更がある場合は、再度依頼手続きをして下さい。

- (3) 手数料の金額は、次に掲げる業務の種類別に、表1に記載する額を手数料として定める。なお、JQRの担当者が①から③の業務のために出張するときは、表2に定めるその他費用（旅費、手当、宿泊費、移動時間の労務費及び機材輸送費）を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合には、別途協議することとする。以下の通りです。

- ① JQRが試験を行って別添1に示す加速走行騒音の基準への適合を確認する業務
- ② 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添1に示す加速走行騒音の基準への適合を確認する業務
- ③ 依頼書及び添付書面により、確認を受けた自動車及び消音器と同一型式のものの加速走行騒音試験結果成績表（以下「試験成績表」という。）を発行する業務
- ④ 試験成績表を再発行する業務
- ⑤ 騒音防止性能確認標章を再発行する業務（試験成績表発行後に騒音防止性能確認標章を発行する業務を含む。）

なお、①～④の業務であって、試験依頼者が求めた場合には、騒音防止性能確認標章を発行する業務を併せて行う。

表1

業務の種類	試験自動車1台当たりの手数料（税込み）		(1)～(4)の業務に併せて騒音防止性能確認標章の発行を希望する場合の手数料 <u>((1)～(4)の手数料+1,100円、税込み)</u>	
	試験の方法*		試験の方法*	
	(1)	(2)	(1)	(2)
①	<u>143,000円</u>	<u>330,000円</u>	<u>144,100円</u>	<u>331,100円</u>
②	<u>55,000円</u>	<u>88,000円</u>	<u>56,100円</u>	<u>89,100円</u>
③	<u>7,000円</u>		<u>8,000円</u>	
④	<u>5,000円</u>		<u>6,000円</u>	
⑤	<u>6,000円</u>			

上記②の立会（出張）試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、必ず試験依頼者側にてご用意ください。

※試験の方法

- (1) 保安基準の細目を定める告示(細目告示)別添 40「加速走行騒音の測定方法」
- (2) 協定規則第51号(指定自動車等及び二輪自動車又は原動機付自転車を除く。)

(その他の費用の単価)

表 2

項目	単価(税込み)
旅費(a)	実費
移動手当(60~120km 未満)	1,650円
移動手当(120~200km 未満)	1,650円
移動手当(200km 以上)	3,300円
宿泊手当(1 泊当り)	4,950 円
宿泊料(1 泊当り)	12,100円
移動時間(b)の労務費(1 時間当り)	10,000円
機材輸送費	実費

(a) 旅費 : 起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木ICとし、合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全等を総合的に勘案したものという。また、新幹線、特別急行列車は、当該列車を片道100km以上乗車する場合に使用することとし、車にての移動の場合は、燃料代(@15円／km)及び道路通行料とする。

注)天候等の状況及び試験開始時間の関係で、前日宿泊又は当日宿泊とする場合がある。

(b) 移動時間 : JQRと性能等確認を行う場所の往復に要する時間のことであり、上記(a)項と同様に計算することとする。

(4) 試験手数料等のお支払いについて

- ① 試験手数料は、JQR より通知した日までに11.受付及び振込先の受付窓口にお支払いください。(同型成績表は受取時までにお支払いください)
銀行振込を利用する場合は銀行から JQR への入金通知が遅れることがありますので、余裕をもって手続きをお願いします。
※振込名義人と試験(同型)依頼者名が異なる場合は、必ずその旨をご連絡ください。
- ② 銀行振込の場合は銀行発行の振込受領書をもって領収書に代えさせていただきます。特に領収書を必要とされる方はお申し出ください。また、振込手数料は試験依頼者にてご負担下さい。

4. 試験の基準値

測定結果が、以下の基準を満たすことを確認する。

- (1) 細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」により試験を行った自動車 次の表の試験自動車の種別に応じた加速走行騒音の基準値を超えないことを確認する。

表

試験自動車の種別	加速走行騒音の基準値 (dB)
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	車両総重量が3.5t以下のもの 82
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの 82
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの 82

- (2) 協定規則第51号の規定により試験を行った自動車

協定規則第51号の技術的な要件（同規則第3改訂版の規則6.2.2に限る。）に適合することを確認する。

5. 試験自動車の搬入

- (1) 試験自動車の搬入日、試験実施日時は、弊社担当者より貴連絡担当者まで、試験実施日の1週間前までに電話又はE-mailにてご連絡します。

- (2) 試験車の搬入は、(1)で連絡した時間を厳守願います。

- (3) 試験予定車両の整備状況その他の事由により試験実施日に受験できない、又はそのおそれがあるときは、速やかにその旨をJQR試験担当者にご連絡下さい。

連絡なく試験実施日に受験されなかったときは、試験依頼が取消となり手数料の返還もできませんのでご注意ください。

- (4) 試験自動車は、点検・整備要領等により整備された状態で、試験車両の燃料は、満タン（少なくとも燃料タンク3/4以上）で搬入して下さい。

- (5) 騒音試験の準備完了車は、試験依頼者により騒音試験の実施場所に搬入し、試験終了後、速やかに搬出してください。搬入・搬出にかかる費用は、依頼者の負担といたします。

(6) 試験自動車に備える消音器が、騒音低減機構を調整出来る構造の場合は、加速走行の際の騒音値が最大になる状態にして搬入して下さい。

6. 試験自動車及び消音器

- (1) 試験自動車への遮光板、加速ランプ、エンジン回転計等の取付けは、試験依頼者とJQR試験担当者が相談のうえ実施します。
- (2) 試験は車両総重量で実施するため、試験車にウエート等を積みます。
- (3) 消音器の騒音低減機構を取り外すことができない構造であることが必要です。また、排気管の開口部の向き等は、保安基準に適合していることが条件です。（保安基準の詳細については自動車検査独立行政法人にお尋ねください。）
- (4) 消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されている必要があります。ただし、消音器を自動車等に固定するためのネジ止め及びボルトは、この限りではありません。
- (5) 試験自動車に備える消音器が、騒音低減機構の性能を調整出来る構造の場合は、加速走行の際の騒音値が最大になる状態であるか、その機能説明書をJQR試験担当者に提出して確認を受けて下さい。

7. 試験実施

- (1) 試験依頼者又は自動車整備担当者は、騒音試験当日には立会いが必要です。ただし、試験場所の都合等の理由で試験場所へ立入が出来ない場合は、JQRが指定した場所にて待機していただきます。
なお、試験前に「試験依頼書の写し」をJQR試験担当者に提出してください。
- (2) 騒音試験の結果、不合格となった場合、再試験は行いません。また、手数料もお返しいたしません。なお、試験依頼者が再試験を望む場合は、再度、試験依頼を行ってください。
- (3) 試験自動車諸元表の誤記入が原因で成績表が無効になり、再度試験を実施しなければならない場合は新たに、試験依頼の手続きと試験手数料が必要となりますので、ご注意ください。（試験実施上影響のない項目についても試験実施時の事実と異なる場合、あるいは誤記等の理由であっても資料等で説明が付かないものは、成績表の訂正はいたしません。）

8. 試験実施の延期

- (1) 騒音試験の試験予定日は、原則として延期はしません。ただし、天候の不順（雨天等、風速が5m/s以上）又は試験路面が乾燥状態ではない場合は、協議の上、新たに試験日を設定します。
- (2) 試験依頼者は、試験自動車の整備状態その他の理由により騒音試験の延期を求める場合は、速やかにその旨を弊社JQRに連絡してください。

9. 騒音試験の中止

- (1) 試験依頼者は、試験自動車の整備状態その他の理由により騒音試験の中止を求める場合は、速やかにその旨を弊社に連絡してください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は騒音試験を中止することとし、JQRは試験依頼者に対してその旨を通知します。この通知以降に試験依頼者が再び騒音試験を求める場合には、新たな騒音試験業務として取り扱うこととします。
- ① 通知した日時までに騒音試験の依頼書及び添付書面が提出されなかったとき
 - ② 通知した日までに騒音試験の手数料が振り込まれなかったとき
 - ③ 通知した日時までに依頼に係る試験自動車が提示されなかったとき
 - ④ 提示された試験自動車又は消音器の諸元が、提出された書面に記載されている事項と相違しているとき
 - ⑤ 提示された試験自動車及び消音器に起因する不具合等により、JQR 試験担当者が業務の継続を不可能と判断したとき
 - ⑥ 試験場内において、JQR 担当者の指示に従わないとき

10. 成績表等の発行

- (1) 騒音試験を実施した結果、基準に適合していると認めたときは、加速走行騒音試験結果成績表を発行します。
- (2) 加速走行騒音試験を実施した結果、基準に適合しているときは、試験依頼者の求めに応じて、騒音防止性能確認標章を発行します。（有料）
- (3) 騒音防止性能確認標章を発行する場合、加速走行騒音試験結果成績表に確認番号を記載します。

11. 同型成績表の発行

- (1) 同型成績表発行のご依頼に際しては、所定の「加速走行騒音試験成績表発行依頼書（第6

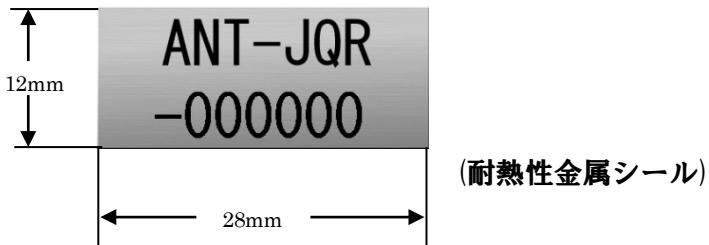
号様式)」に必要事項を漏れなく記入し、発行依頼者及び輸入者（輸入車の場合）が捺印（法人の場合は社名等が確認できる印）のうえ、自動車通関証明書の原本、改造車の場合は自動車検査証等の写し、車台番号の石刷り、同型自動車の写真又は画像データ（前面・側面・後面・下回り）と共に11. の受付窓口に提出又は郵送してください。手数料のお支払いについては、3. 試験のご依頼と手数料の納付をご覧ください。

(2) JQRは、加速走行騒音試験結果成績表の発行を申請するものが同一型式及び同一構造であると申告した自動車について、細目告示第118条第3項第2号イに規定する加速走行騒音の基準に関し、30台に1台の割合で、同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験を行います。

(3) 騒音防止性能確認標章の発行を希望する場合には、加速走行騒音試験成績表発行依頼書にその旨を記載して下さい。

騒音防止性能確認標章の仕様は以下になります。

騒音防止性能確認証票は、必ず当該自動車の消音器の見やすい位置に貼付して下さい。



12. 受付及び振込先

受付窓口：株JQR涉外事業部 〒243-0014 神奈川県厚木市旭町5-45-14 M3ビル2階

TEL : 046-220-1801 FAX : 046-280-6215

窓口受付時間 月曜～金曜（祝祭日年末年始除く）10時～12時、13時～16時

振込先：三菱東京UFJ銀行 相模原支店 普通預金 口座番号0058785

口座名：株式会社JQR 【カジエキュー-アル】



JAPAN QUALITY REGISTRATION

株式会社 J Q R

性能等確認事務所

〒243-0014

神奈川県厚木市旭町 5-45-14

M3 ビル 2階

T E L : 046-220-1801

F A X : 046-280-6215